

議会運営委員会日程

平成24年11月27日（火）

午前10時 502会議室

日程第1 不服申立てに関する諮問の採決方法について

日程第2 地方自治法の改正に伴う会議規則及び委員会条例の改正について

日程第3 その他

議会運営の手引き新旧対照表（案）

【諮問に対する答申に関する部分の改正】

改正案	現 行
<p>第3章 本会議 (略)</p> <p>第11節 表決 (略)</p> <p>72 諮問に対する答申については、「異議ない旨回答する。」ことに賛成する者の起立を求めるとは、<u>ただし、不服申立てに関する諮問に対する答申については、「却下すべきもの（棄却すべきもの、認容すべきもの等）と回答する。」ことに賛成する者の起立を求めるとは。</u></p>	<p>第3章 本会議 (略)</p> <p>第11節 表決 (略)</p> <p>72 諮問に対する答申については、「異議ない旨回答する。」ことに賛成する者の起立を求めるとは。</p>

○ 川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市議会委員会条例 昭和31年10月1日条例第17号 （<u>常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管</u>） 第2条 <u>議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。</u> 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 13人 ア 総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会の所管に関すること。 イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。 (2) 市民委員会 12人 市民・こども局、経済労働局及び港湾局の所管に関すること。 (3) 健康福祉委員会 12人 健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。 (4) まちづくり委員会 12人 まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。 (5) 環境委員会 11人 環境局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。 （議会運営委員会の設置） 第4条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、13人とする。 3 <u>前項の委員は、議員の任期中在任する。</u> 4 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> （特別委員会の設置） 第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。</p>	<p>○川崎市議会委員会条例 昭和31年10月1日条例第17号 （常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 13人 ア 総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会の所管に関すること。 イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。 (2) 市民委員会 12人 市民・こども局、経済労働局及び港湾局の所管に関すること。 (3) 健康福祉委員会 12人 健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。 (4) まちづくり委員会 12人 まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。 (5) 環境委員会 11人 環境局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。 （議会運営委員会の設置） 第4条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、13人とする。 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （特別委員会の設置） 第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。</p>

改正後	改正前
<p>3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</p> <p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p>	<p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示する。</p>

案

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の委員は、議員の任期中在任する。

第5条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第22条第2項中「及び」を「、」に改め、「案件」の次に「その他必要な事項」を加える。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第22条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、常任委員の所属並びに議会運営委員及び特別委員の任期に関する規定を整備すること等のため、この条例を制定するものである。

○ 川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市議会会議規則</p> <p>昭和31年9月28日議会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第12条）</p> <p>第2章 議案及び動議（第13条～第18条）</p> <p>第3章 議事日程（第19条～第23条）</p> <p>第4章 選挙（第24条～第32条）</p> <p>第5章 議事（第33条～第47条）</p> <p>第6章 発言（第48条～第63条）</p> <p>第7章 委員会（第64条～第77条）</p> <p>第8章 表決（第78条～第89条）</p> <p>第9章 請願（第90条～第96条）</p> <p>第10章 秘密会（第97条・第98条）</p> <p>第11章 公聴会及び参考人（第99条～第105条）</p> <p>第12章 辞職及び資格の決定（第106条～第110条）</p> <p>第13章 規律（第111条～第119条）</p> <p>第14章 懲罰（第120条～第125条）</p> <p>第15章 会議録（第126条～第130条）</p> <p>第16章 協議又は調整を行うための場（第131条）</p> <p>第17章 議員の派遣（第132条）</p> <p>第18章 補則（第133条）</p> <p>附則</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第16条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、2人以</p>	<p>○川崎市議会会議規則</p> <p>昭和31年9月28日議会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第12条）</p> <p>第2章 議案及び動議（第13条～第18条）</p> <p>第3章 議事日程（第19条～第23条）</p> <p>第4章 選挙（第24条～第32条）</p> <p>第5章 議事（第33条～第47条）</p> <p>第6章 発言（第48条～第63条）</p> <p>第7章 委員会（第64条～第77条）</p> <p>第8章 表決（第78条～第89条）</p> <p>第9章 請願（第90条～第96条）</p> <p>第10章 秘密会（第97条・第98条）</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定（第99条～第103条）</p> <p>第12章 規律（第104条～第112条）</p> <p>第13章 懲罰（第113条～第118条）</p> <p>第14章 会議録（第119条～第123条）</p> <p>第15章 協議又は調整を行うための場（第124条）</p> <p>第16章 議員の派遣（第125条）</p> <p>第17章 補則（第126条）</p> <p>附則</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第16条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、2人以</p>

改正後	改正前
<p>上の賛成者と共に<u>連署</u>して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(所管事務の調査)</p> <p>第73条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならぬ。</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p><u>第11章 公聴会及び参考人</u> (<u>公聴会開催の手続</u>)</p> <p>第99条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第100条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第101条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第102条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p>	<p>上の賛成者と<u>ともに連署</u>して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(所管事務の調査)</p> <p>第73条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならぬ。</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>

改正後	改正前
<p><u>ない。</u></p> <p>2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</p> <p><u>(議員と公述人の質疑)</u></p> <p>第103条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。</p> <p>2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。</p> <p><u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u></p> <p>第104条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会在特に許可した場合、この限りでない。</p> <p><u>(参考人)</u></p> <p>第105条 会議において参考人の出席を求め議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 参考人については、第102条（公述人の発言）、第103条（議員と公述人の質疑）及び第104条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</p> <p>第1 2 章 辞職及び資格の決定</p> <p>第106条 (略)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>第109条 (略)</p> <p>第110条 (略)</p>	<p>第1 1 章 辞職及び資格の決定</p> <p>第99条 (略)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>第103条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第13章 規律 第111条 (略)</p> <p>(携帯品)</p> <p>第112条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>第113条 (略) 第114条 (略) 第115条 (略) 第116条 (略) 第117条 (略) 第118条 (略)</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第119条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるとき、討論を認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>第14章 懲罰 第120条 (略) 第121条 (略)</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第122条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。</p>	<p>第12章 規律 第104条 (略)</p> <p>(携帯品)</p> <p>第105条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>第106条 (略) 第107条 (略) 第108条 (略) 第109条 (略) 第110条 (略) 第111条 (略)</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第112条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるとき、討論を認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>第13章 懲罰 第113条 (略) 第114条 (略)</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第115条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第123条 (略)</p> <p>第124条 (略)</p> <p>第125条 (略)</p> <p>第15章 会議録</p> <p>第126条 (略)</p> <p>第127条 (略)</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第128条 前条の会議録には、秘密会の議事又は議長が<u>取消し</u>を命じた発言及び第62条(発言の取消又は訂正)の規定により<u>取り消した</u>発言は掲載しない。</p> <p>第129条 (略)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>第16章 協議又は調整を行うための場</p> <p>第131条 (略)</p> <p>第17章 議員の派遣</p> <p>第132条 (略)</p> <p>第18章 補則</p> <p>第133条 (略)</p> <p>別表 (第131条関係) (略)</p>	<p>第116条 (略)</p> <p>第117条 (略)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>第14章 会議録</p> <p>第119条 (略)</p> <p>第120条 (略)</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第121条 前条の会議録には、秘密会の議事又は議長が<u>取消</u>を命じた発言及び第62条(発言の取消又は訂正)の規定により<u>取消した</u>発言は掲載しない。</p> <p>第122条 (略)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>第15章 協議又は調整を行うための場</p> <p>第124条 (略)</p> <p>第16章 議員の派遣</p> <p>第125条 (略)</p> <p>第17章 補則</p> <p>第126条 (略)</p> <p>別表 (第124条関係) (略)</p>

案

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則

川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第11章 辞職及び資格の決定（第99条～第103条）
第12章 規律（第104条～第112条）
第13章 懲罰（第113条～第118条）
第14章 会議録（第119条～第123条）
第15章 協議又は調整を行うための場（第124条）
第16章 議員の派遣（第125条）
第17章 補則（第126条）」

を

「第11章 公聴会及び参考人（第99条～第105条）
第12章 辞職及び資格の決定（第106条～第110条）
第13章 規律（第111条～第119条）
第14章 懲罰（第120条～第125条）
第15章 会議録（第126条～第130条）
第16章 協議又は調整を行うための場（第131条）
第17章 議員の派遣（第132条）
第18章 補則（第133条）」

に改める。

第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に、「ともに」を「共に」に改める。

第73条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第17章中第126条を第133条とし、同章を第18章とする。

第16章中第125条を第132条とし、同章を第17章とする。

第15章中第124条を第131条とし、同章を第16章とする。

第14章中第123条を第130条とし、第122条を第129条とする。

第121条中「取消を」を「取消しを」に、「取消した」を「取り消した」に改め、同条を第128条とする。

第120条を第127条とし、第119条を第126条とし、第14章を第15章とする。

第13章中第118条を第125条とし、第117条を第124条とし、第116条を第123条とする。

第115条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第122条とする。

第114条を第121条とし、第113条を第120条とし、第13章を第14章とする。

第112条中「すべて」を「全て」に改め、第12章中同条を第119条とする。

第111条を第118条とし、第106条から第110条までを7条ずつ繰り下げる。

第105条中「えり巻」を「襟巻」に、「かさ」を「傘」に改め、同条を第112条とする。

第104条を第111条とし、第12章を第13章とする。

第11章中第103条を第110条とし、第99条から第102条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第12章とし、第10章の次に次の1章を加える。

第11章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第99条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第100条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第101条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第102条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第103条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第104条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示するこ

とができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第105条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第102条（公述人の発言）、第103条（議員と公述人の質疑）及び第104条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

別表中「（第124条関係）」を「（第131条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致に関する規定を追加するとともに、所要の改正を行うため、この規則を制定するものである。